## 大口町告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

大口町長 鈴木雅博

## 道路の区域決定

路線番号	路線名	区間	敷地幅員	延長
9 3 6	町道 外坪36号線	外坪五丁目25番1地先から 外坪五丁目20番地先まで	2.0~4.8m	76.0m

